

秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長専決処分規程

平成19年5月9日
選挙管理委員会訓令第2号

(趣旨)

第1条 秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程(平成19年選挙管理委員会訓令第1号)第13条の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事件のうち、委員長をして専決できる事項については別に定めのあるものを除く外、この規程の定めるところによる。

(委員長の専決処分事項)

第2条 委員会の権限に属する事件のうち、委員長が専決処分できるものは、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項(同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項及び第291条の6第5項において準用する場合を含む。)の規定により、選挙人名簿の登録が行われた日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数及び3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)を決定すること。
- (2) 秋田県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年秋田県指令市町村第1990号)第12条第2項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合長の選挙を行う場所を決定すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第213条の2、第214条の2及び第215条の2において準用する同令第91条第2項の規定により、請求代表者の選挙権の確認及び代表者証明書を交付すること。

(必要な事項の特例)

第3条 委員長は、前条の規定により、専決することのできるもののうちで、特に委員会に諮る必要があると認めるものは、これを委員会に提出することができる。

附 則

この訓令は、平成19年5月9日から施行する。